

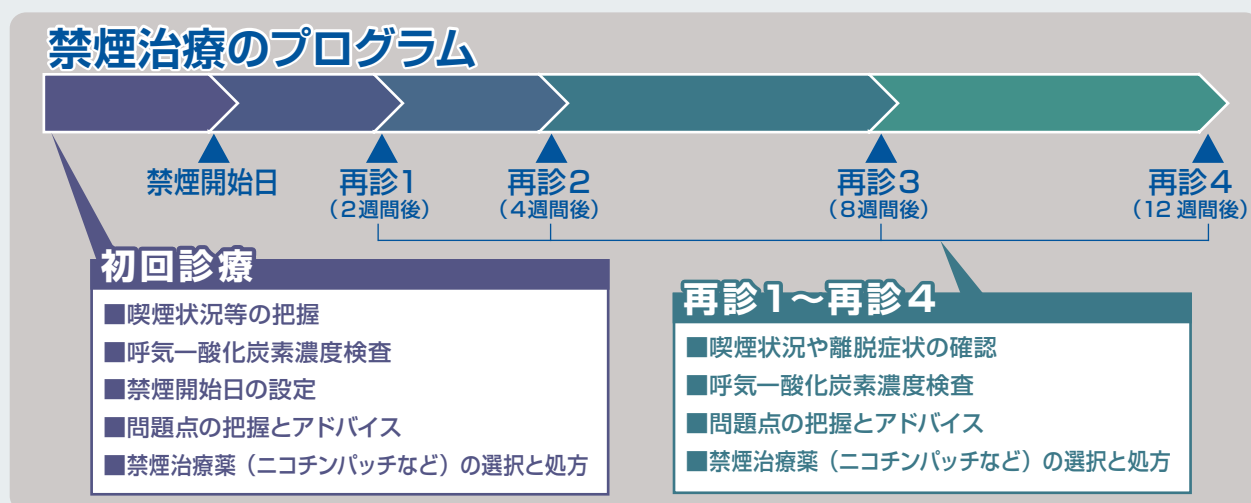
当院では禁煙外来をおこなっています

当院では「禁煙外来」を行っております。下記の条件を満たした方については、健康保険等のサポートを受けながら禁煙治療を実施することができます。

健康保険などが使える条件

- ニコチン依存症の判定テストでニコチン依存症と診断された方
- [1日の喫煙本数×これまでの喫煙年数]が200以上の35歳以上の方
(35歳以下の方はこの要件に該当していなくてもよい)
- ただちに禁煙を希望している方
- 禁煙治療を受けることを文書により同意している方
- 1年以上ニコチン依存症の保険診療を受けていない方

健康保険を使った禁煙治療では、12週間で5回の診察を受けていただきます。



禁煙外来の診察は予約制で、医師と看護師による禁煙指導と、定期検査や薬による治療をおこないます。

当院の禁煙外来は

予約制

です。

ご予約・お問い合わせは医事課スタッフまでお声がけください。

